

議案第 25 号

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年（2016 年）2 月 16 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例  
(宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 11 号とし、同条第 8 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 職員の人事評価の状況

(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 29 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第 4 条 宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 14 年条例第 11 号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第6条 宝塚市職員の災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(宝塚市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 宝塚市職員等の旅費に関する条例（昭和41年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。